

地震対策の充実強化について

東海部会提出
説明担当 熊野市

(理由)

これまで経験したことがない大災害である平成23年3月11日の東日本大震災から6年が経過した。その教訓を踏まえ、全国の自治体では、地震及び津波に備え、防災及び減災対策に積極的に取り組んでいる。

このような状況の中、平成28年4月14日及び16日に平成28年熊本地震が発生し、昭和56年6月の建築基準法改正により耐震基準が引き上げられた新耐震基準の下で建てられた家屋についても、二度の震度7の揺れに耐えられず倒壊した。

さらに、10月21日には鳥取県中部地震が発生し、死者33万人と被害想定されている南海トラフ地震についても、いつ発生してもおかしくない状況であることから、住民の住宅耐震への関心が高まっている。

このようなことから、国においては、木造住宅耐震改修に関し下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 木造住宅耐震改修については、長期間の安定的・継続的な取組が必要であり、平成33年度以降も補助制度を継続すること。また、平成27年度で廃止された社会資本整備総合交付金の上乗せ措置について、制度を復活させるとともに所要財源を確保すること。
- 2 新耐震基準の家屋でも被害が続出しているため、耐震基準について早期に見直しを行い、昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても、補助対象とすること。